

陸前高田市議会災害対応指針

1 背 景

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、陸前高田市は壊滅的な被害をこうむった。

陸前高田市議会（以下「市議会」という。）においても議員2名が犠牲となり、市庁舎にあった議場も全壊した。震災後に行った現職及び前職議員への意識調査（アンケート）では、三陸地域が津波常襲地帯とされる中であって、市当局と同様にこれだけの規模の災害に至ることは想定しておらず、これまで市議会として大震災への対応策を講じてこなかった。

結果として、初動において有効な議会活動を担えなかったとの反省に立ち、大規模災害発生時における市議会の災害対応指針として示すものである。

2 目 的

東日本大震災における貴重な経験を踏まえ、今後も発生が想定される大地震等の災害において、市議会として被災市民の救援と被害復旧等の非常事態に即応した役割を果たすため、陸前高田市災害対策本部（以下「市本部」という。）と連携するとともに、市議会の危機管理体制を整えることを目的とする。

3 基本姿勢

- (1) 市当局が災害対応に全力で専念し、災害対応の諸活動が円滑かつ迅速に実施できるよう、必要な協力、支援を行う。
- (2) 国、県、政党、関係機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取組みを支える。
- (3) 上記の推進に当たっては、広域的な視点に立ち、関係自治体の議会と積極的に連携する。
- (4) 大規模災害時にあつては、議員、職員、庁舎自体が被災することも想定されることから、状況に応じた柔軟かつ的確な対応を行う。

4 基本方針

- (1) 議長は、市本部が設置されたときは、直ちに陸前高田市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置し、副議長とともに市議会の災害対応に関する事務を統括する。
- (2) 議長は、必要に応じて災害対策会議に部会を置くことができる。
- (3) 議長は、市本部と相互の情報共有及び情報交換を行い、市民の生命及び安全の確保を図るとともに、議員に対し、収集した災害情報を提供する。
- (4) 災害の初期においては、市当局ができる限り災害対応に専念できるよう、会派及び議員からの市当局への要望は、緊急の場合を除き、災害対策会議を窓口として行う。

5 具体的な対応

本指針の考え方を基本は、陸前高田市議会災害対策会議設置要綱に定めるとともに、具体的な対策及び行動については、陸前高田市議会災害対策行動マニュアルを定め、運用することとする。

なお、本指針は緊急時・非常時の対応から平常時に移行するまでの間を想定したものであり、必要に応じ全員協議会を開催するとともに、特別委員会の設置及び調査活動等につなげるものである。

また、災害はいつ発生するか予測できないことから、多様な条件を想定した本指針に基づく訓練を毎年実施するものとする。

陸前高田市議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、陸前高田市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2 陸前高田市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の大災害により陸前高田市災害対策本部（以下「市本部」という。）が設置された場合において、これと連携するために陸前高田市議会内に災害対策会議を設置する。

(組織)

第3 災害対策会議は、陸前高田市議会議員をもって構成する。

2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 議長及び副議長が共に事故あるときは、別表第1の順位に従い、それぞれの職務を代理する。

(部会)

第4 災害対策会議に、別表第2に掲げる部会を置く。

(所掌事務)

第5 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員の安否確認を行うこと。
- (2) 議員からの災害情報を収集・整理し、市本部に提供すること。
- (3) 市本部から災害情報を収集し、議員に情報提供すること。
- (4) 市本部に対し、要望及び提言を行なうこと。
- (5) 国、県、関係機関等に対し、必要に応じて要望活動を行うこと。
- (6) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(行動マニュアル)

第6 災害対策会議は、別に定める陸前高田市議会災害対策行動マニュアル（以下「行動マニュアル」という。）に従って所掌事務を遂行する。

(事務局)

第7 災害対策会議の庶務は、陸前高田市議会事務局がこれを担う。

(補足)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

別表第1 (第3 関係)

順位	議長の所掌事務を代理する者	副議長の所掌事務を代理する者
第1位	副議長	議会運営委員会委員長
第2位	議会運営委員会委員長	総務常任委員会委員長
第3位	総務常任委員会委員長	教育民生常任委員会委員長
第4位	教育民生常任委員会委員長	産業建設常任委員会委員長
第5位	産業建設常任委員会委員長	年長の議員

別表第2 (第4 関係)

部会	部会長	副部会長	部会員	所掌事務
総務部会	総務常任委員会委員長	総務常任委員会副委員長	総務常任委員会委員	総務常任委員会の所管に関する こと。
教育民生部会	教育民生常任委員会委員長	教育民生常任委員会副委員長	教育民生常任委員会委員	教育民生常任委員会の所管に関する こと。
産業建設部会	産業建設常任委員会委員長	産業建設常任委員会副委員長	産業建設常任委員会委員	産業建設常任委員会の所管に関する こと。

陸前高田市議会災害対策行動マニュアル

1 趣 旨

本行動マニュアルは、「陸前高田市災害対策会議設置要綱（以下「要綱」という。）」第6の規定に基づき、次の期間に応じた「陸前高田市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）」の事務実施事項について定めるものである。

- (1) 初動期：災害発生の日及び翌日
- (2) 中 期：初動期を経過した翌日以降、発生日から起算して7日目までの期間
- (3) 後 期：発生日から起算して8日目以降の期間

2 行動原則

議員は、陸前高田市において震度5弱以上の地震が観測された場合、あるいは風水害等による大規模な被害の発生が確認された場合は、議員各自が被災現場、テレビ、ラジオ等の情報により状況を判断し、議会に連絡し、災害対策会議の設置状況を確認するとともに、自身の安否、被災状況を報告する。

この場合、自身の安全確保を第一とし、災害対策会議が設置された場合には、本行動マニュアルに基づき行動するものとする。

3 行動基準

(1) 初動期

初動期においては、災害対策会議を設置するとともに、議員の安否を確認し、連絡体制を構築する。

- ① 各議員は、議会事務局と連絡を取り、安否状況、連絡先、被害の状況を報告する。連絡のない議員に対しては、議会事務局から安否及び連絡先の確認を行う。
- ② 議長（議長に事故あるときはその所掌事務を代理する者）は、議会事務局と連絡を取り合い、市対策本部の設置を確認したときは、議会内に災害対策会議を設置する。
- ③ 議長、副議長及び議会事務局長は、速やかに議会に参集する。
- ④ 議長は、災害対策会議の設置状況を議員に連絡する。

- ⑤ 議員は、自身の安全を確保したうえで、居住地域等において救援・救護活動を行うとともに、情報収集に努める。
- ⑥ 事務局長は、市災害対策本部の会議に出席し、災害対策会議からの要請等を報告するとともに、情報収集に努め、災害対策会議への情報提供を行う。この場合、議会事務局職員は、議長の命を受け事務に従事する。
- ⑦ 災害対策会議は、市庁舎 3 号棟 2 階に置く。ただし、市庁舎が使用できない場合は、議長が別に定める。

(2) 中 期

中期においては、災害対策会議に参集し、議長の指揮の下、被災地、避難所における情報収集を行うとともに、市災害対策本部との情報共有を行う。

- ① 災害対策会議は、各日午前 10 時から開催することを原則とし、市災害対策本部から収集した情報、調査結果等を共有するとともに、次の事項について協議する。
 - ・ 災害対策会議における稼働人員の確認
 - ・ 今後の活動方針
 - ・ 調査活動スケジュール
 - ・ 調査概要（調査場所、調査項目、調査方法等）
 - ・ 役割分担（被災地、避難所等への議員派遣等）
- ② 議員は、会議の結果に基づき、担当する被災地、避難所に赴き、被災状況、避難所の状況等の調査を行う。
- ③ 調査終了後、議員は調査結果を議長に報告する。
- ④ 議長は、調査結果を集約し、市災害対策本部へ報告する。
- ⑤ 議員は、調査に際し、市民からの質問、意見等に対し、市災害対策本部からの情報に基づき、相談又は助言を行う。

(3) 後 期

市災害対策本部との連携の下に、復旧・復興に向けた市の取組等について検討する。

- ① 特別委員会が設置されるまでの間、災害対策会議内に要綱第 4 の規定により部会を置く。

- ② 各部会は、復旧・復興に必要な施策、国、県など関係機関に対する要望事項等を調査し、結果を取りまとめる。
- ③ 議長は、調査結果を市長あるいは市災害対策本部に提言する。
- ④ 結果を取りまとめるまでに、特別委員会が設置された場合は、各部会の検討経過等を特別委員会に引き継ぐものとし、調査結果は議長から市長あるいは市災害対策本部に提言するものとする。
- ⑤ 災害対策会議は、市災害対策本部が廃止されたとき、もしくは議会内に特別委員会が設置されたときは廃止するものとする。